



### 3 資格等の申立て（□にチェック）

□ 本申請に当たり、次の(1)～(7)の内容について、申し立てます。

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立て事項		
(1)	本申請に当たり、提出した資料については、事実と相違ありません。	はい・いいえ
(2)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する <b>暴力団</b> 、同法第2条第6号に規定する <b>暴力団員</b> 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する <b>暴力団密接関係者</b> である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の(3)～(7)も確認してください。	はい・いいえ
(3)	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 <b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> を利用するなどしている。	はい・いいえ
(4)	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に <b>暴力団</b> の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
(5)	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
(6)	<b>暴力団</b> 又は <b>暴力団員</b> と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
(7)	次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記(3)～(6)のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
(8)	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者です。	はい・いいえ
(9)	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者です。	はい・いいえ
(10)	本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
(11)	大阪産(もん)名品認証制度実施要領を遵守します。	はい・いいえ
(12)	大阪産(もん)名品認証を受けることとなった場合は、次の事項を遵守します。 ①食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。 ②その他、食品に関する法令を遵守します。 ③認証を受けた商品の製造又は販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行い、大阪産(もん)名品をPRし、ブランドイメージ向上に努めます。 ④大阪産(もん)名品をPRするに当たっては、認証マークの積極的な使用に努めます。また、大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守し、認証マークを適正に使用します。 ⑤認証を受けた商品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負います。	はい・いいえ

### 4 大阪産（もん）事業者限定メールへの登録（□にチェック）

□ 大阪産（もん）事業者限定メールの登録に同意します。

<登録者及びE-mail>

□申請者に同じ □その他 \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_  
(担当者名 )